

## 提出された意見とこれに対する考え方(運用関係)

意見番号	該当箇所	提出された意見の概要	種別	意見に対する考え方(案)
5	第8第10	(4) 第10のところで家庭、地域として幼児、児童、生徒、高齢者にヘルメット着用としているので、第8の第3項は全ての県民に対してヘルメットの着用を推奨するとしてはどうか。	運用	全ての県民に対してヘルメットの着用を推奨することは、今後の実施状況等を踏まえて検討されるよう要請します。
4	第9	(4) 第1項の学校における自転車交通安全教育については、学校教育において、いかにして自転車の安全利用の促進を生徒・保護者に対して促進していくべきかをさらに検討していく必要があると考える。より効果的な活動を行えるよう密な連携・協働を図り、統一的な方針の下で実施していく必要がある。	運用	効果的な活動を行うため、市町や市町教育委員会との密接な連携・協働の下で進めるよう要請します。
4	第10	(5) 現在、義務教育期間である中学校の自転車通学に係るヘルメット着用の取扱いが市町によって異なっているが、県下全域の統一的な考え方を示してほしい。	運用	ヘルメット着用の運用については、意見を踏まえて今後検討されるよう要請します。
1	第14		運用	自転車損害賠償保険等の加入に係る措置については、今後検討されますが、ご意見を踏まえ検討されるよう要請します。
2	第14	(3) 県内で自転車を利用する者すべてに加入が義務付けられるのであれば、当該保険について、加入すべき義務がある旨、加入する場合どのような保険でないといけないのかなどの情報提供と簡単に加入できる仕組みを作り、その呼び掛けを早期に丁寧に行っていただきたい。 その一環として、他の保険でカバーされていない自転車利用者のため、安価で加入でき、また短期利用でも加入可能な損害賠償責任保険の仕組みを作るなど、合理的な実効性のある制度を設けていただきたい。	運用	自転車損害賠償責任保険等の仕組み、運用等については今後、検討されますが、加入しやすく、融通性があるものとなるように要請するとともに、当該保険等の加入に係る情報提供等が早期に丁寧に行われるよう要請します。
5	第14	(6) 損害賠償保険等への加入義務化については、近年の自転車運転中の事故の多発や高額な損害賠償等で必要性は認めるが、いきなり義務化はどうかと思う。まず自転車利用者の安全運転を徹底させることと、県の責務として自転車が安心して通れる道の確保が先ではないか。本条例案ではまず推奨にとどめ、条例施行後3年を目処に実施状況を検討するとあるので、その時点で必要であれば義務化するなどを要望する。賠償保険のことを知らない県民も多く、県が責任を持って共済制度を設けるとか、十分な説明が必要であり、しっかりと県民の納得を得る必要があると思う。	運用	自転車損害賠償保険等への加入の義務付けについては、重大な事故の発生等による高額な損害賠償事案が発生する可能性があること等から実施することとし、自転車損害賠償責任保険等の仕組み、運用等については今後検討されますが、加入しやすい等の適切な制度となるように要請するとともに、当該保険等の加入に係る県民への説明、周知等が十分に行われるよう要請します。
4	第16	(6) 自転車安全利用指導員については、より効果的な活動が行えるよう、市町や警察署との密な連携・協働をお願いしたい。	運用	効果的な活動を行うため、市町や警察署との密接な連携・協働の下で進めるよう要請します。
1	第17		運用	安全に走れる自転車道の整備をはじめ、道路の標識、ペイント、段差等の道路環境の整備については、ご意見を踏まえ検討されるよう要請します。
6	第17	(3) 道路環境の整備等について、歩道と車道の間にある緑地帯を撤去し、自転車通行帯を設けてほしい。	運用	道路環境の整備等については、今後検討されるよう要請します。
6	全体	(4) 自転車に乗れない人も一緒に楽しめるタンデム自転車が走れる道府県は毎年少しずつ増えており、タンデム自転車の利用を可能としてほしい。視覚障害者も楽しむことができる。運転も慎重になり、安全性も高まり、自転車の並走がなくなる。	運用	道路環境の整備との関係もあり、今後検討されるよう要請します。
6	全体	(5) 主要JR駅やパーク&ライド(ペダル)を県内数か所に設け、そこにサイクルステーションを設置し、レンタサイクル、観光案内、手荷物を希望の場所に当日夕方までに届ける仕組みを作り、身軽にサイクリングを楽しめるようにしてほしい。	運用	サイクルステーションの設置等については、施設の整備等との関係もあり、今後検討されるよう要請します。
8	全体	(3) ぐるっと琵琶湖サイクルラインについて、現行の交通規制上、「どの部分を」、「どの進行方向で」、「走行速度の目安は」、「それらは通行方法として、義務なのか可能なのか」を明確にされたい。	運用	ご意見を踏まえ、今後検討されるよう要請します。
8	全体	(4) 通学に自転車を利用する生徒等については、年1回以上の指導啓発と通学路における具体的な危険を管轄署の警察官からの講義を推進されたい。	運用	ご意見を踏まえ、今後検討されるよう要請します。
8	全体	(5) 月に1回程度、自転車に対する取り締まり強化日を設け、指導・警告等の状況を公表されたい。	運用	ご意見を踏まえ、今後検討されるよう要請します。
8	全体	(6) 両手でハンドルを握らない運転や荷物を確実な固定をしないとといった事故を誘発しかねない走行状況も散見されることから、これらの対策についても着実な取組を推進されたい。	運用	ご意見を踏まえ、今後検討されるよう要請します。
8	全体	(7) 以前に警察本部が策定した「自転車歩行者道における接触事故防止ガイドライン」について、これまでの整備を振り返り、検証およびあり方の再検討を行われたい。	運用	ご意見を踏まえ、今後検討されるよう要請します。
8	全体	(8) 現行の交通規制の状況については、管轄警察署等において、可視化可能な取組を推進されたい。	運用	ご意見を踏まえ、今後検討されるよう要請します。